

## 令和3年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：令和3年7月7日（水）14:00～16:00

場所：大分県庁新館 大会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 知事あいさつ

#### 3 会長及び副会長選任

#### 4 議 事

##### （1）行政説明

- ①「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」の進捗について
- ②令和2年人口動態統計（概数）について

##### （2）意見交換

テーマ：これからの子ども・子育て支援のあり方について

#### 5 閉 会

#### <配布資料>

- 資料1 令和3年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議 行政説明資料
- 資料2 各委員から事前にいただいたご意見等
- 別冊 「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期計画）」

# おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：令和5年5月31日まで

氏名	所属・勤務先等	備考	出欠
あいざわ ますし 相澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授		○
あべ部 けいこ 阿部 敬子	日出町社会福祉協議会 子育て支援課長 (日出町地域子育て支援センターHUGくみ)	新任	○
あべ部 せいじ 安部 政児	大分県商工会連合会 大分県商工会青年部連合会 会長	新任	○
あんどう あきかず 安藤 昭和	大分県医師会 常任理事	新任	○
いとなが たかあき 糸永 隆章	大分県自治会連合会 大分市滝尾地区連合自治会 会長		○
おくだ まさひこ 岡田 正彦	大分大学 教育マネジメント機構 教授		○
かしま 秀かず 鹿嶋 秀和	日本労働組合総連合会大分県連合会 副事務局長	新任	×
かとう まきこ 加藤 真樹子	大分県公認心理師協会 副会長	新任	○
かわの みどり 川野 みどり	大分県商工会議所連合会 大分商工会議所 副会頭		×
かわはら こうたろう 川原 恒太郎	大分県私立幼稚園連合会 教育研究委員長 ひまわり学園 理事長	新任	○
かわむら りょうたろう 川村 涼太郎	藤本愛育会 大分こども心理療育センター 愛育学園はばたき	新任	○
かんだ としえ 神田 寿恵	大分県保育連合会 理事・研修委員長 すみれこども園 園長		○
くぼ ゆかり 久保 友香理	別府大学短期大学部 初等教育科 学生	新任	○
ささき あいこ 佐々木 愛子	公募委員 (社会保険労務士)	新任	○
さとう ともこ 佐藤 智子	公募委員 (ダブルケア大分県しましまかふえ 代表)	新任	○
しゅとう ふみえ 首藤 文江	NPO法人しげまさ子ども食堂 事務局長	新任	○
そぶ えみゆき 祖父江 美幸	地域子育て支援拠点よいこのへや 子育て支援員	新任	○
たかはし のりこ 高橋 典子	大分県助産師会 会長	新任	○
たけつ とみみ 武津 智美	大分県小学校長会 研究部長	新任	○
たなか まい 田中 麻衣	公募委員 (保育士 Jouet Boite(保育プランナー))	新任	×
つちや おさむ 土谷 修	おおいたホームスタート推進連絡会議 会長		○
とみたか りょうか 富高 稜華	大分県立看護科学大学 学生	新任	○
なかみね まりこ 仲嶺 まり子	別府大学短期大学部 学長		○
ひめの みわこ 姫野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会副代表		○
ひろつ ひとみ 広津 ひとみ	中津市小楠児童クラブひまわり 主任支援員	新任	○
まさもと ひでたか 正本 秀崇	大分県認定こども園連合会 会長 むさしこども園 園長		○
みやわき まさし 宮脇 雅士	大分県社会福祉協議会 地域福祉部長	新任	○
やまだ ひろき 山田 弘樹	大分県PTA連合会 会長	新任	×
ゆきの しんや 幸野 晋也	おおいたパパくらぶ 共同代表		○
よしだ ゆりこ 吉田 百合子	大分県社会的養育連絡協議会 理事	新任	×
合計30名 (敬称略・50音順) (うち新任委員20名)			
ふじた けいこ 藤田 恵子	大分市子どもすこやか部 部長	オブザーバー	○

# 令和3年度第1回「おおいた子ども・子育て応援県民会議」配席図

安藤 昭和 大分県医師会 委員	安部 政児 大分県商工会連合会 委員	副 会 長	阿部 敬子 日出町社会福祉協議会 委員	相澤 仁 大分大学教授 委員
○	○	◎	○	○
4	3		2	1

糸永 隆章 委員	○	5
大分県自治会連合会		
岡田 正彦 委員	○	6
大分大学教授		
加藤 真樹子 委員	○	8
大分県公認心理師協会		
川原 恒太郎 委員	○	10
大分県私立幼稚園連合会		
川村 涼太郎 委員	○	11
愛育学園はばたき		
神田 寿恵 委員	○	12
大分県保育連合会		
久保 友香理 委員	○	13
別府大学短期大学部学生		
佐々木 愛子 委員	○	14
公募委員		
佐藤 智子 委員	○	15
公募委員		
首藤 文江 委員	○	16
しげまさ子ども食堂		
祖父江 美幸 委員	○	17
地域子育て支援拠点よいこのへや		

高橋 典子 委員	○	18
大分県助産師会		
武津 智美 委員	○	19
大分県小学校長会		
土谷 修 委員	○	21
おおいたホームスタート推進連絡会議		
富高 稜華 委員	○	22
大分県立看護科学大学学生		
仲嶺 まり子 委員	○	23
別府大学短期大学部学長		
姫野 美和子 委員	○	24
大分県民生委員児童委員協議会		
広津 ひとみ 委員	○	25
中津市小楠児童クラブひまわり		
正本 秀崇 委員	○	26
大分県認定こども園連合会		
宮脇 雅士 委員	○	27
大分県社会福祉協議会		
幸野 晋也 委員	○	29
おおいたパパくらぶ		
藤田 恵子氏	○	オ フ ザ ー バ ー
大分市子どもすこやか部		

河野 兼こども・保家支参課長	○	一丸こども健部課長	○	広瀬 知事	◎	黒田 副知事	○	山田 保健部長	○	工藤 福祉保健部審議監
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

ご欠席	
○鹿嶋 秀和 委員	(日本労働組合総連合会 大分県連合会)
○川野 みどり 委員	(大分県商工会議所連合会)
○田中 麻衣 委員	(公募委員)
○山田 弘樹 委員	(大分県PTA連合会)
○吉田 百合子 委員	(大分県社会的養育連絡協議会)

<傍聴席・報道席>

< 関係部局職員 >

## おおいた子ども・子育て応援県民会議条例

### (設置)

第一条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

(平二六条例四〇・一部改正)

### (組織)

第二条 県民会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

### (委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第四条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (臨時委員)

第五条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (部会)

第六条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

### (議事)

第七条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

### (委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

#### 附 則(平成二六年条例第四〇号)

#### (施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

#### (調査審議等の特例)

2 おおいた子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の日前においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。